

岡崎市会計年度任用職員（多文化共生専門員）採用選考募集案内

令和5年9月に採用するパートタイム会計年度任用職員（多文化共生専門員）の選考を次のとおり実施します。

1 募集する職

職の名称	パートタイム会計年度任用職員（多文化共生専門員）
職務内容	(1) 外国人相談に関する業務 (2) 行政文書の翻訳 (3) 日本人市民と外国人市民との交流の促進に関する業務 (4) 外国人福祉相談に関する業務 (5) 前各号に掲げる業務に付帯する業務など 募集言語：英語（上級レベル以上）
募集人数	1人（ショートパート1人）
応募要件	次の条件を満たしている人 ・上記の職務内容を遂行するのに適した人

※ 地方公務員法第16条に定められている欠格条項に該当する人は、応募できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 応募時点で岡崎市の職員として任用されている人又は「2 任期」に掲げる任期中に岡崎市の職員として任用される予定の人は、応募できません。ただし、次のいずれかに該当する人は応募できます。

- ・ 応募時点で岡崎市の職員として任用されている人で、「2 任期」に掲げる任期までに任期が満了する予定のもの
- ・ 任用されている又は任用される予定の岡崎市の職員としての勤務時間が、募集する職の勤務時間と合わせて1日当たり7時間45分未満かつ週当たり38時間45分未満の人

2 任期

令和5年9月1日 ～ 令和6年3月31日

(任用の日から原則 1 月の間は条件付採用期間となります。)

※ 任期が満了した後の任期の更新の取扱いは地方公務員法の定めのとおり

3 勤務場所等

- (1) 勤務場所 岡崎市役所多様性社会推進課、りぶら国際交流センター
又は地域福祉課等
- (2) 受動喫煙防止措置 敷地内禁煙 (特定屋外喫煙場所あり)

4 採用区分

区分	勤務時間
ショートパート	休憩時間を除き原則 1 日につき 6 時間 45 分とし、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間で所属長が指定するものとする。

5 勤務時間等

- (1) 始業、終業の時刻
交替制等勤務として、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分の範囲内で勤務時間が 6 時間 45 分(休憩時間を除く)となるように所属長が定める。
 - (2) 休憩時間
60 分
 - (3) 週休日
毎週日曜日から土曜日までの間で所属長が指定する 3 日及び年末年始 (12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで)
 - (4) 所定時間外勤務 有
- ※ ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合で、公務の運営に著しい支障が生ずると任命権者が認めるときに限る。

6 給与等

- (1) 給与
ア 報酬 (令和 5 年 6 月 19 日時点)

報酬額
時間額 1,488 円

- イ 期末手当
有 ※ただし、任期が 6 月未満の場合は無
- (2) 費用弁償
通勤距離が片道 2 キロメートル以上の場合、通勤手段に応じて費用弁償を支給

※ その他の給与等の決定、計算、締切り及び支払いの時期については、岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等のとおり

7 加入保険等

(1) 雇用保険

加入あり

(2) 健康保険（共済組合）及び厚生年金

加入あり

※ 共済組合（愛知県都市職員共済組合）へ加入する場合、岡崎市職員の福利厚生に関する条例に基づき、岡崎市職員互助会にも併せて加入することとなります。

(3) 災害補償

岡崎市非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償又は労働者災補償保険法に基づく補償の適用あり

8 応募方法

次の書類を作成し、令和5年7月31日（月）までに、多様性社会推進課多文化共生係へ持参又は郵送で提出してください。

(1) 岡崎市会計年度任用職員採用選考申込書兼履歴書

(2) 在留カードの写し※外国籍の方で在留カードを持っている方

※ 提出書類は一切お返しできません。

※ 持参する場合は土曜日及び日曜日、祝日法による休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

9 選考方法及び選考結果

(1) 選考方法

面接試験及び翻訳試験を実施します。

※ 詳細は、後日担当者から連絡します。

(2) 選考結果

選考結果は、令和5年8月中旬頃までに、合格・不合格を問わず本人宛に通知します。

10 問合せ先

444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市役所 社会文化部多様性社会推進課多文化共生係（東庁舎2階）

電話：(0564) 23-6656（直通）

F A X：(0564) 23-6626

※ 地方公務員法上の服務に関する規定及び懲戒処分等の規定の適用が

あります。

- ※ 勤務条件等は、採用されるまでの給与関係及び勤務時間関係の条例・規則等の改正により、変更となる場合があります。